

下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域公共交通の確保・維持・改善を目的として実施する事業に係る下関市公共交通確保維持改善事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営し、かつ、市内に本社を有する者により、市内に路線を定めて定期運行される運送サービス(道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第10条第1項第1号ロに規定する長距離急行運送等に供する車両によって運行されるものは含まない。)をいう。
- (2) タクシー 法第4条第1項の許可を受け、法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営し、かつ、市内に事業所(個人にあっては、住所)及び営業区域を有する者により、その事業の用に供する車両を使用して行われる運送サービスをいう。
- (3) 第二種免許 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第2項に規定する第二種免許をいう。
- (4) 公共交通人材確保支援事業 公共交通の人材確保のため、自身の従業員等に第二種免許を取得させる事業をいう。
- (5) 公共交通環境整備支援事業 路線バス又はタクシーについて、キャッシュレス決済を導入する事業をいう。
- (6) 国の補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年3月30日付け国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号)をいう。

(7) 国庫補助事業 国の補助金交付要綱附則別表第2又は附則別表第3に掲げる交通DX・GX等による経営改善支援事業等をいう。
(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、次条に規定する事業を行う路線バスの事業者又はタクシー事業者(以下「補助対象事業者」という。)に対し、その実施に必要な経費の一部について交付するものとする。
(補助対象事業)

第4条 この要綱による補助金の交付の対象とする事業(以下「補助対象事業」という。)は、公共交通人材確保支援事業又は公共交通環境整備支援事業であって、国の補助金交付要綱に定める補助対象期間の始期以降に実施し、令和7年3月31日までに完了するものであること。
(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、別表第1のとおりとする。
(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、市長が別に定めるときに下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る収支計画書
 - (2) 市税の滞納がないことを証する書類
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。
(交付の条件)

第8条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付す

ることができる。

(決定の通知)

第9条 市長は、第7条の規定による補助金の交付決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付・変更交付決定通知書（様式第2号）により、申請した補助対象事業者に通知するものとする。

2 市長は、第7条の規定による審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を書面により、申請した補助対象事業者に通知するものとする。

(補助対象事業の実施)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定通知を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業をその申請した内容に従い適切に実施し、第8条の規定により条件が付されているときは、これを遵守しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 交付決定者は、第9条第1項の規定による通知を受けた後に補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、書面により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(補助対象事業の変更に係る承認の申請等)

第12条 交付決定者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするとき又は第9条第1項の規定により通知を受けた補助金交付決定額を変更する必要があるときは、あらかじめ下関市公共交通確保維持改善事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく、その理由及び当該補助対象事業の遂行の状況を記載した書類を市長に提出して、

その指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書又は前項の書類の提出を受けた場合には、交付決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

4 前項の場合においては、第9条の規定を準用する。

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日を経過した日又は第9条第1項の規定による通知のあった日が属する会計年度の末日までのいずれか早い日までに、下関市公共交通確保維持改善事業補助金実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、これを市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る決算状況が分かる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、補助金の額を確定し、下関市公共交通確保維持改善事業補助金確定通知書(様式第5号)により交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第15条 市長は、前条の規定による審査の結果、補助対象事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを交付決定者に対して指示することができる。

2 第13条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

(補助金等の交付請求)

第16条 第14条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、下関市公共交通確保維持改善事業補助金交付請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第9条第1項（第12条第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る金額の範囲内で、交付決定者の請求に基づき、概算払により補助金を交付することができる。

3 前項の概算払を受けようとする交付決定者は、下関市公共交通確保維持改善事業補助金概算払請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、概算払を行った補助金について、第14条の規定により確定した補助金の額をもって当該補助金の精算を行い、不足があるときはその請求及び交付については第1項及び次条の規定を準用し、過払があるときは速やかにその額を返還させるものとする。

（補助金の交付）

第17条 市長は、前条第1項又は第3項の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者に当該請求額を交付するものとする。

（関係書類の整備等）

第18条 交付決定者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類（市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。）を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し等）

第19条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業が実施されているとき。
- (6) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。

(受給権の譲渡等禁止)

第20条 交付決定者は、補助金の支給を受ける権利を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(財産の処分の制限)

第21条 交付決定者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(検査等)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し質問を行い、報告を求め、若しくは補助対象事業の実施上必要な指示を行い、又は第18条の帳簿その他関係書類について検査を行うことができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 交付決定者は、交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年11月14日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱により交付した補助金の取扱いについては、この要綱は、同日後もなおその効力を有する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助額等
公共交通人材確保支援事業	国庫補助事業に定める第二種免許取得に関する経費又はこれと同等のものに関する経費。	4分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。
公共交通環境整備支援事業	国庫補助事業に定めるキャッシュレス決済の導入に要する経費又はこれと同等のものに要する経費。	6分の1	補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助額とする。

備考 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。